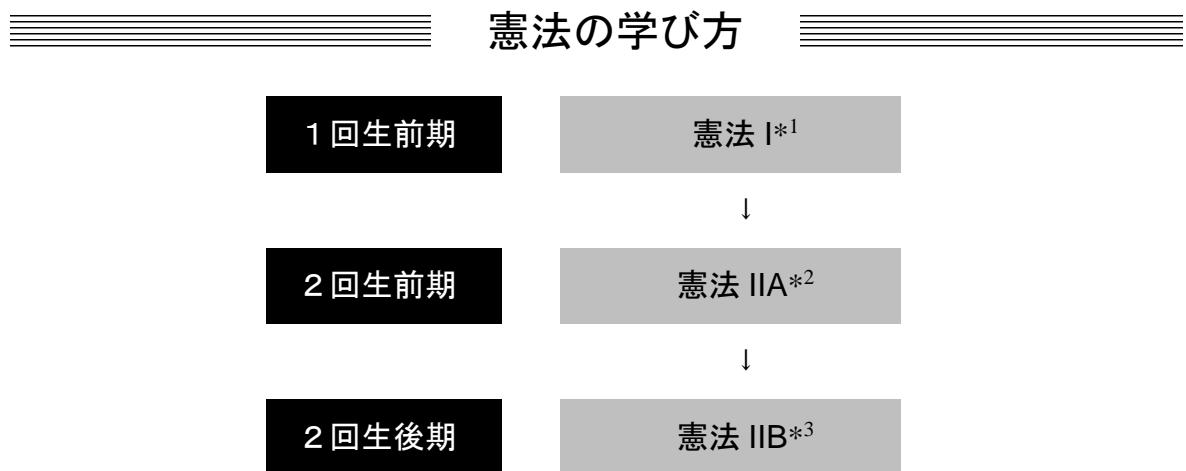


5. 専門分野の学び方(夜間主コース)



*¹：憲法総論(憲法とは何かを論じます)や統治機構(国政のシステム)論を扱います。

*²：基本権総論(憲法が「人権」を保障する意味や、憲法上の権利一般に共通する問題を論じます)と、基本権各論(憲法の保障する個別の権利の内容を論じます)の一部を扱います。

*³：基本権各論を扱います。

★ あくまで、平成30年度入学生のモデルケースです。途中でカリキュラムが変更になる場合もあります。

憲法は、公務員試験を受験する際には重要な科目であり、公務員を志望する学生はきちんと履修してほしい。

もっとも、憲法も必修科目ではなく、向き不向きもあるので、無理に憲法の履修にこだわる必要はない。憲法は、国家の基本法であり、あらゆる法分野を理解する上での基本となるというような言説も見られるが、法学としての憲法学は歴史も浅く、歴史のある民法学の習得、公法学の中でも行政法の素養があった方が理解しやすい。その意味では、上記の言説とは逆に、基本的な法学を習得してから学ぶことも一つの取り組み方である。他の法の上位に立ち、その正統性の源泉になっているということが、学習における憲法の優先を基礎付けるものではないので注意してほしい。